

国内手配旅行条件書

お申し込みの前に、必ずこの条件書をお読みください。
この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

この宿泊プランの手配は下記の条件によりお引き受けいたします。また、このご案内に記載のないことは、当生協の「手配旅行契約約款」によります。当生協では個人・グループのお客様とのご契約に際しまして次の料金を申し受けますのでご了承のほどお願い申し上げます。

1. お申し込みと旅行契約の成立

- (1)当生協所定のホームページ上の「お申込みフォーム」に必要事項をご入力の上お申し込みいただきます。
- (2)当生協が契約の締結を承諾した旨の電子承諾通知がお客様に到達したときに契約が成立します。但し、当生協より電子承諾通知を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により電子承諾通知を確認できなかったとしても契約成立となりますので、予約送信後の電子承諾通知が確認できなかった場合は、受験宿泊窓口にお電話ください。

2. 旅行業務取扱料金

当生協は、旅行の手配、クーポン類の発行等の業務に対し、次の旅行業務取扱料金を申し受けます
＜旅行取扱料金（手配旅行契約）＞

内容		料金
運輸・宿泊等の複合手配旅行の場合	15 人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 20%
	個人（上記以外の場合）	1 件につき 1,100 円
宿泊手配のみの場合	15 人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 20%
	個人（上記以外の場合）	1 件につき 1,100 円
運輸機関のみの場合		1 件につき 1,100 円

上記料金には消費税が含まれております。

クーポンお引渡し後、お客様のお申し出により旅行を中止される場合でも旅行業務取扱料金の払い戻しはいたしません。また、お引渡し前であっても手配の全部または一部が終了している場合は、その割合に応じた旅行業務取扱料金をいただきます。

特別手配・緊急手配を行った場合は、特別通信費としてその実費を申し受けます。

3. 旅行契約内容の変更・取消について

お客様の都合により変更または取消のお申し出があったときは宿泊・運輸機関の定める取消料のほかに当社は旅行取扱料金に加えて取消・変更に係る取扱料金として次の料金を申し受けます

変更手続料金	1 件につき 1,100 円
取消手続料金	1 件につき 1,100 円

上記料金には消費税が含まれております。

4. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたとき

は、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

ウ. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

エ. 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

オ. 自由行動中の事故

カ. 食中毒

キ. 盗難

ク. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。

5. その他

その他の事項につきましては、国土交通大臣認可の当社「旅行業約款(手配旅行契約の部)」によります。手配旅行契約を結ぶ際には、各お申し込みの旅行会社の約款並びに旅行業務取扱料金が適用となります。また、施設の取消料につきましては、各施設の宿泊約款が適用されます。

記載の宿泊料金並びに各種料金は、2020年7月1日現在の料金を基準としています。

旅行条件は2020年7月1日を基準としています